

○浜松医科大学光医学総合研究所先端研究支援部門医用動物資源支援部運営委員会要項

(令和6年3月28日要項第22号)

(趣旨)

第1条 この要項は、浜松医科大学光医学総合研究所規程（令和6年規程第8号）第14条第2項の規定に基づき、浜松医科大学光医学総合研究所（以下「研究所」という。）に置く先端研究支援部門医用動物資源支援部（以下「部」という。）の運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部の基本方針の策定に関する事。
- (2) 部の管理運営に関する事。
- (3) 部の事業計画、予算に関する事。
- (4) 部の利用に関する事。
- (5) その他部の運営に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 部の利用者 若干名
- (4) その他部長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意をもって委員会の決定とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を得て、意見等を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 浜松医科大学光先端医学教育研究センター医用動物資源支援部運営委員会内規（平成27年内規第23号）は、廃止する。